

## 現行法による国選弁護・国選付添制度の概要

捜査段階	家庭裁判所事件係属時	検察官送致決定後公訴提起前	公訴提起後
被疑者国選弁護制度	国選付添人制度 ① 検察官関与決定に伴うもの ② 家庭裁判所の裁量によるもの ③ 被害者等の審判傍聴に伴うもの	被疑者国選弁護制度	(被告人)国選弁護制度

	対象事件	その他の要件
被疑者国選弁護制度 (刑事訴訟法第37条の2)	死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件	①被疑者に勾留状が発せられているとき ②被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任できないとき ③被疑者の請求
国選付添人制度 (①検察官関与決定に伴うもの) (少年法第22条の3第1項)	犯罪少年に係る次に該当する事件 ① 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪 ② ①のほか、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪	①家庭裁判所が審判に検察官を出席させる決定をしたとき ②少年に弁護士である付添人がないとき
国選付添人制度 (②家庭裁判所の裁量によるもの) (少年法第22条の3第2項)	犯罪少年又は触法少年に係る次に該当する事件 ① 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪 ② ①のほか、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪	①少年に少年鑑別所送致の観護措置がとられているとき ②少年に弁護士である付添人がないとき ③家庭裁判所が、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるとき
国選付添人制度 (③被害者等の審判傍聴に伴うもの) (少年法第22条の5第2項)	犯罪少年又は触法少年(行為時12歳未満を除く)に係る次に該当する事件(被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る) ① 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪 ② 刑法第211条の罪	①家庭裁判所が被害者等に審判の傍聴を許すとき ②少年に弁護士である付添人がないとき
(被告人)国選弁護制度 (刑事訴訟法第36条、第37条)	制限なし	第36条の場合 ①貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき ②被告人の請求 第37条の場合 ①被告人が未成年である場合等裁判所が必要と認めるとき ②被告人に弁護人がないとき